

群馬県食品安全基本計画 2020 - 2024

.....
概要版
.....



令和2年3月
群馬県

群馬県食品安全基本計画2020-2024



県では、群馬県食品安全基本条例（平成16年4月1日施行）に基づき、群馬県食品安全基本計画を策定し、生産から消費に至るすべての過程を通じた食品等の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

「群馬県食品安全基本計画2020-2024」は、これまでの計画における取組を継承しつつ、新たな課題をふまえ、県の食品の安全確保に関する施策を一層推進するため、令和2年3月に策定しました。

※ 社会情勢や制度改正等によって見直しが必要になった場合には、随時適切な見直しを行います。

計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

計画の推進体制

- 食品安全会議を核として、生産から消費に至る各段階を所管する関係部局が緊密に連携し、総合的に食品安全行政を推進します。
- 食品安全審議会、食品安全県民会議等を通じて、学識経験者、事業者及び県民等の意見を反映させながら施策を推進します。

関連する主なSDGs



群馬県食品安全基本条例における関係者の役割

県

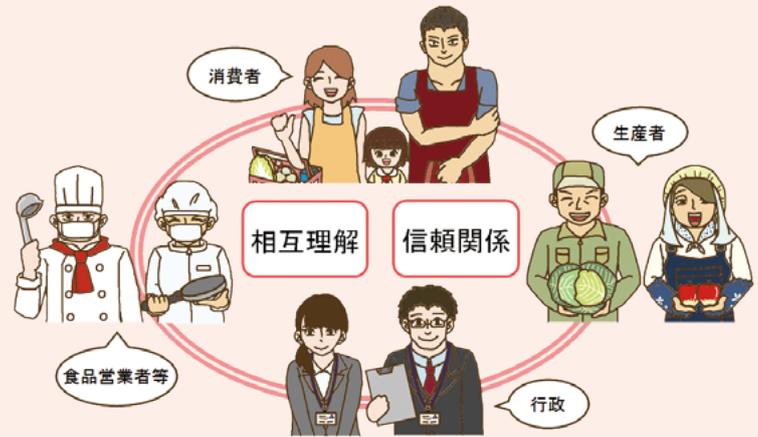
食品の安全確保や安心の提供のために、必要な施策を総合的に策定し実施します。

事業者

法令を遵守し、食品の安全確保に必要な措置を確実に実行するとともに、適正な食品表示、安全な食品の供給及び県の施策への協力に努めてください。

消費者

自らすすんで講演会に参加するなど必要な情報を収集し、食品の安全確保に関する知識と理解を深め、食生活での実践に努めてください。



食の安全・安心に関する現状と課題

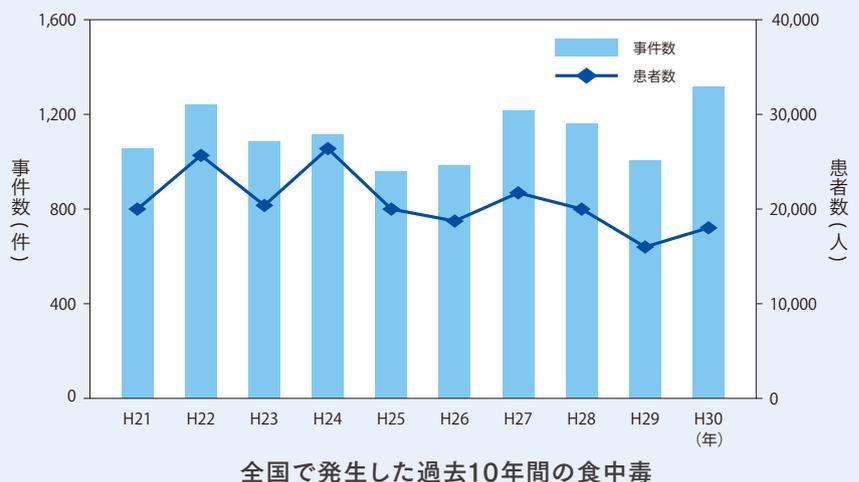
1 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生と社会情勢の変化

広域的及び重篤な健康被害をもたらす食中毒などが発生したほか、近年、食品衛生法、食品表示法等の法律の改正等、食に関わる制度が変更されました。

また、食に対する消費者ニーズの多様化や情報の氾濫など社会情勢も変化しています。

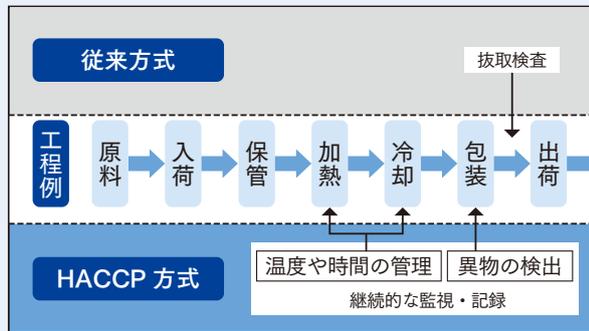
◆ 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生

- 腸管出血性大腸菌 O157 による広域食中毒の発生
- 大規模なノロウイルス食中毒の発生
- はちみつを原因とした乳児ボツリヌス症の発生
- アニサキスによる食中毒の多発
- 健康食品による健康被害の発生 等



◆法改正や社会情勢の変化への対応

- HACCPに沿った衛生管理の制度化
- 広域事案に対応するために必要な連携体制の整備
- 食品の表示に関する制度の改正
- 食品等のリコール情報の報告制度の創設
- 食の外部化、食に関する情報の氾濫
- 食物アレルギーの増加 等

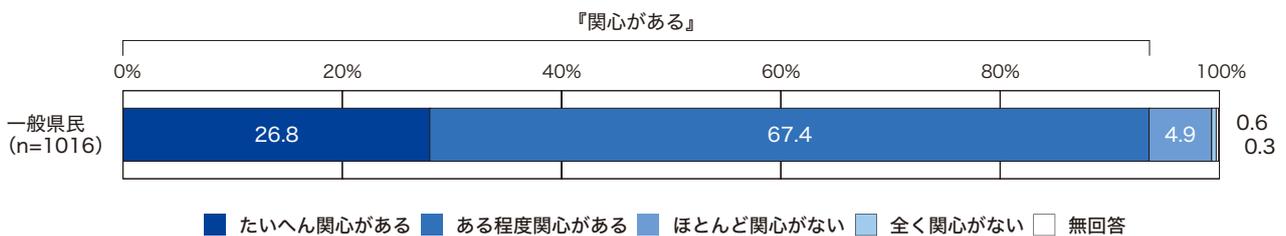


HACCPに基づく衛生管理



2 食品の安全等に関する県民意識調査の結果（平成30年度）

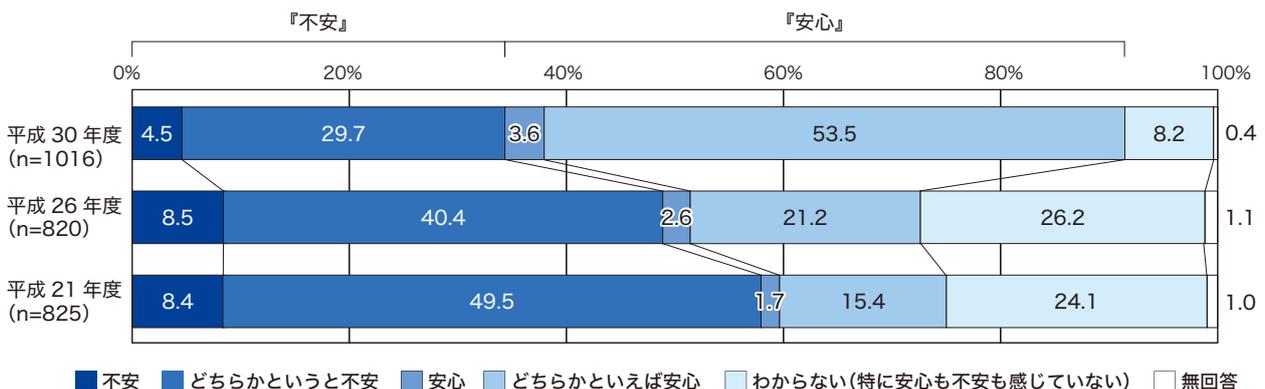
食品の安全性について、「たいへん関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた「関心がある」人の割合は94.2%となっており、県民の食品の安全性への関心が高いことがわかる結果となりました。



※「n」は各設問に該当する総回答数

食品の安全性への関心（一般県民：1つ選択）

一方、食品の安全性に対して何らかの不安を感じている人の割合は減少傾向にありますが、県民の34.2%が「不安」又は「どちらかといえば不安」と回答しており、およそ3分の1の方が不安を感じています。



最近の食品の安全性への安心と不安（一般県民：1つ選択）

目指すべき姿（目標）と施策展開

目指すべき姿（目標）

「みんなで支える食の安全・安心」を計画の基本理念とし、食品に関わるすべての関係者がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深め、連携・協力して食の安全・安心に取り組み、これまで以上に「県民の誰もが安心できる食生活の実現」を目指します。



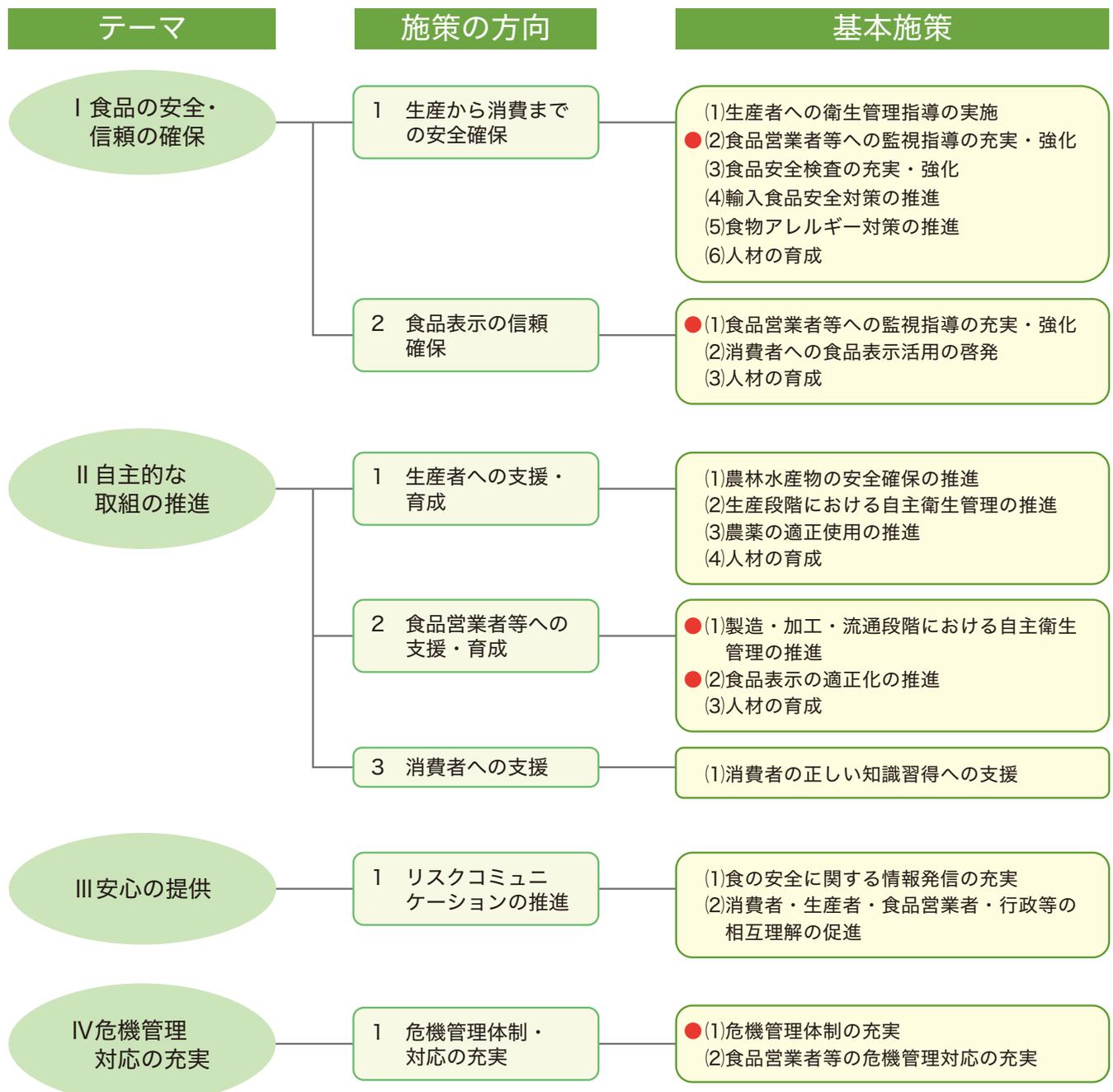
計画の基本理念：みんなで支える食の安全・安心

計画の目標：県民の誰もが安心できる食生活の実現

施策の体系と重点施策

4つのテーマ、7つの施策の方向を掲げ、21の基本施策を設定し、計画の目標に向けた個別施策を展開していきます。

●は重点施策



各施策における主な取組

テーマ1 食品の安全・信頼の確保

生産から消費までの段階において、食品検査等の科学的知見に基づく安全対策及び食品の適正表示対策に取り組み、食品営業者等への監視指導の充実・強化により食品の安全・信頼を確保します。

1 生産から消費までの安全確保

(1) 生産者への衛生管理指導の実施

- 農薬の適正使用指導
- 農産物等の安全確保対策
- 畜産物・水産物の安全確保対策

(2) 食品営業者等への監視指導の充実・強化 **重点**

- 食品営業許可施設等の監視指導
- 給食施設等の監視指導
- と畜場・食鳥処理場の監視指導
- 健康食品等の監視指導
- 水道水質管理体制の充実

(3) 食品安全検査の充実・強化

- 農産物の残留農薬検査の実施
- 流通食品の安全検査の実施
- 放射性物質検査の実施
- 検査体制の充実
- 食品安全検査の信頼性の確保

(4) 輸入食品安全対策の推進

- 輸入食品検査の実施
- 輸入食品に関する理解促進

(5) 食物アレルギー対策の推進

- アレルゲン検査の実施
- 食物アレルギーに関する理解促進
- 食物アレルギー対策の体制整備

(6) 人材の育成

- 施策を推進する人材の育成及び調査・研究の推進



食品製造施設に対する監視指導

● 食品安全検査センター

生産から加工・流通・消費の各段階での食品の安全を確保するための検査業務を一元的に担う総合拠点として、平成15年4月に設置された検査機関です。食品に残留している農薬の検査、食品に使われている食品添加物の検査、食中毒の原因となる細菌の検査、アレルギーの検査など様々な食品検査を実施しています。



食品の規格基準検査

2 食品表示の信頼確保

(1) 食品営業者等への監視指導の充実・強化 **重点**

- 適正表示の確認
- 食品営業者等を対象とした食品表示の適正化

(2) 消費者への食品表示活用の啓発

- 消費者を対象とした食品表示の理解促進

(3) 人材の育成

- 施策を推進する人材の育成



小売店舗での食品表示監視指導

テーマII 自主的な取組の推進

消費者、生産者、食品営業者等それぞれが自主的に行う食品の安全確保のための取組や人材の育成を支援します。

1 生産者への支援・育成

(1) 農林水産物の安全確保の推進

- 出荷前自主検査の推進
- 動物用・水産用医薬品等の適正使用の推進
- 放射性物質対策の推進

(2) 生産段階における自主衛生管理の推進

- GAP及び農場HACCPの導入支援

(3) 農薬の適正使用の推進

- 農薬の適正使用の指導
- 農薬に関する情報提供

(4) 人材の育成

- 生産者の安全確保、制度理解の推進



農薬適正使用推進員養成研修

2 食品営業者等への支援・育成

(1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進 **重点**

- 自主的な衛生管理の推進
- 自主衛生管理推進のための側面的支援

(2) 食品表示の適正化の推進 **重点**

- 食品表示の適正化推進
- 食品表示の適正化事業の推進

(3) 人材の育成

- 食品営業者等の制度理解の促進

中小事業者向け
食品表示の手引き



中小事業者向け食品表示の手引きの作成

3 消費者への支援

(1) 消費者の正しい知識習得への支援

- 食中毒予防等に関する知識習得の支援
- 食育を通じた消費者教育の推進
- 食の安全に関する情報利用の促進
- 健康食品等に関する正しい知識習得の支援

● 食中毒予防の三原則

食中毒を予防するためには食中毒の原因となる菌を

- ① につけない(よく洗う)
- ② 増やさない(室温に放置しない)
- ③ やっつける(しっかり加熱)

という三原則が重要です。



ぐんま食の安全情報



ぐんま知っ得食品表示



食の安全に関する情報紙の発行

テーマⅢ 安心の提供

食品の安全に関する正しい情報発信やリスクコミュニケーションによる関係者間の相互理解の推進により、食に対する不安を解消し、安心の提供に取り組みます。

1 リスクコミュニケーションの推進

(1) 食の安全に関する情報発信の充実

- 迅速でわかりやすい情報の提供
- 食の安全に関する正しい知識の普及啓発

(2) 消費者・生産者・食品営業者・行政等の相互理解の促進

- リスクコミュニケーション事業の推進
- 関係者間の交流事業の推進

ぐんま食の安全情報
Facebook



ぐんま食の安全情報 (Facebook)

● リスクコミュニケーションとは・・・

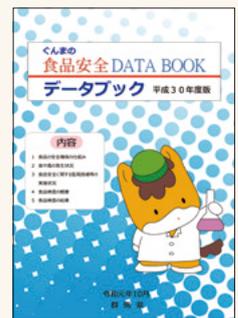
食の安全について、理解を深めるために、消費者、事業者、行政などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換することをいいます。一般的には、関係者が集まって行う双方向的なものを指しますが、広い意味では、ホームページを通じた情報発信なども含まれます。



公開講座の開催

食に対する不安を解消するためには、関係者相互の理解を深め、信頼を築いていくことが重要です。

ぐんまの食品安全
データブック



ぐんまの食品安全データブック発行

テーマⅣ 危機管理対応の充実

食に関する危機発生時に、関係機関と連携し、迅速に対応できるよう平時から連携体制を整備することにより、速やかな対応を図ります。

1 危機管理体制・対応の充実

(1) 危機管理体制の充実 **重点**

- 緊急時の安全確保
- 関係機関との連携

(2) 食品営業者等の危機管理対応の充実

- 危機管理対応の充実



広域食中毒に係る緊急連絡会議

…食の安全に関する情報・相談窓口…

県ホームページ「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」

食の安全に関する最新の情報（食中毒発生情報、食品の自主回収情報、食品安全検査結果、セミナー等の開催案内など）を発信しています。

ぐんま食の安全・安心
インフォメーション



食の安心ほっとダイヤル

食の安心ほっとダイヤル

消費者が抱く食の安全等に関する不安や疑問を解消するため、幅広く相談を受け付けています。相談内容により、適切な担当課を紹介します。お気軽にお問い合わせください。

電話：027-226-2424 メール：shokuseika@pref.gunma.lg.jp



食品安全の取組 令和6年度はこうなります

数値目標

監視指導・食品安全検査		
食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設の監視指導実施率	100%	↑
無承認無許可医薬品試買検査検体数	50検体/年	→
農産物安全検査結果の適正割合	100%	→
食品衛生監視指導計画に基づく食品安全検査の実施率	100%	→
食品安全検査センターの検査可能な項目数	550項目	↑
収去検査検体数に対する輸入食品検査検体数の割合	20%	↑
アレルギー検査検体数	80検体/年	→
県産農林水産物の安全確保		
講習会等での農薬適正使用指導回数	1,300回以上/年	→
出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml未満の酪農家割合	100%	↑
農産物安全検査結果の適正割合	100%	→
農協出荷者の生産履歴記帳率	96%以上	↑
農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,809人	↑
農薬管理指導士認定者数(累計)	4,164人	↑
自主衛生管理		
農協出荷者の生産履歴記帳率	96%以上	↑
農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,809人	↑
農薬管理指導士認定者数(累計)	4,164人	↑
食品衛生推進員委嘱数	131人	→
適正表示推進		
食品の適正表示講習会開催数	7回以上/年	↑
食品の適正表示推進者育成講習会延べ受講者数(累計)	4,355人	↑
食品安全に関する理解促進		
食物アレルギーに対する理解度	80%以上	↑
消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	3回以上/年	→
食の安全に関する情報紙等の発行回数	12回以上/年	→
リスクコミュニケーション事業年間参加人数	3,000人以上/年	↑
食の安全理解促進事業開催数	4回/年	→

取組の成果

成果目標

食品安全検査における食品の規格基準等適合率	99.9%以上	↑
人口10万人あたりの食中毒患者数	16人以下	↓
事業者(生産者・食品営業者等)が行っている取組を信頼できると回答した県民の割合	70%以上	↑
「食中毒予防の三原則」を知っている県民の割合	70%以上	↑
食品の安全性について不安を感じている県民の割合	30%以下	↓
リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	80%以上	↑

※↑→↓は基準年度(H30)との比較を表します。

令和2年3月

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2423 FAX：027-243-3426

E-mail：shokuseika@pref.gunma.lg.jp

